

平成28年2月定例会 総務委員会(事前)

平成28年2月15日(月)

[委員会の概要 公安委員会関係]

岸本委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時33分)

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

去る12日の議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち、議案第69号、平成27年度徳島県一般会計補正予算(第4号)については、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、御報告いたしておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【提出予定議案等】(資料①②)

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計予算
- 議案第55号 徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について
- 議案第56号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第57号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び徳島県迷惑行為防止条例の一部改正について
- 議案第58号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 報告第2号 損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 飲酒運転事案に係る処分等の実施結果について

鈴木警察本部長

私からは、昨年1年間の治安情勢と県警察が取り組む、本年の主要施策について御報告いたします。

昨年の刑法犯認知件数、交通事故発生件数はともに減少し、引き続き、数値上の治安の改善基調は続いています。また、殺人などの全ての凶悪犯についても、認知後、早期に解決したところです。

これらの成果は、県警察の活動のみならず、地域住民や関係機関、団体の皆様の御理解と御協力のたまものであると認識していますが、県警察としましては、更に歩みを進めるとの意味を込めて、本年の運営指針を「安全安心を誇れる徳島県の実現～県民を守る「力強い警察」の確立～」と定めたところです。

それでは、主要施策として推進する運営重点5項目について御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止です。

治安のバロメーターとされる刑法犯認知件数については、昨年4,543件でありました。総数こそ減少しているものの、依然として、自転車などの盗難をはじめとする街頭犯罪の占める割合が高く、こうした身近な犯罪の発生が、地域住民が肌で感じる体感治安の悪化につながるものと考えています。

そこで、県警察においては、引き続き、地域警察官による街頭活動を強化するとともに、地域における防犯ボランティア団体と連携したパトロール活動等を積極的に実施し、身近な犯罪の抑止に努めてまいります。

ストーカーやDVなどの人身安全関連事案については、過去、本県においても殺人などの重要犯罪に発展したことを踏まえ、認知した段階から注意深く状況を注視し、迅速・的確な対応に配慮してまいります。

また、全国的に児童虐待事案が散見されますが、これらの事案についても、関係機関との連携により、児童の安全確保を最優先とした対応に努めます。

特殊詐欺事犯については、昨年の被害総額は2億6千万円余りと、被害額こそ約7,000万円減少しましたが、発生件数は、24件増の74件であり、依然として危機的な状況にあるものと認識しており、引き続き、全国警察と連携の上、実行犯の検挙に努めるとともに、被害に遭う可能性の高い高齢者を中心に情報発信活動を行い、被害の未然防止に努めます。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

冒頭で申し上げたとおり、昨年中に認知した殺人などの重要犯罪は24件であり、全て検挙しましたが、依然として、未検挙となっている事件につきましても、粘り強い捜査を続け、解決に向けて努力してまいります。

暴力団関係では、昨年、山口組が分裂するなどして、県民に不安を与えていますが、県警察においては、組織犯罪対策課を中心に関連情報の収集に努めるほか、各種法令を駆使した徹底取締りにより、抗争の防あつと組織の弱体化を図り、市民生活の安全確保に万全を期してまいります。

本年夏には、参議院議員選挙が予定されていることから、引き続き、違反行為に目を光らせ、選挙の公正の確保に向けた取組を進めます。

第3は、交通死亡事故の徹底防止です。

昨年中の交通事故死者数は27人と過去最少となりましたが、今年に入り、増加の兆しが見えるなど、予断を許さない状況にあります。

交通事故抑止には特効薬というものがなく、県民一人一人が、交通ルールの遵守や思いやり、譲り合いの意識を高めていくことが何よりも重要であり、関係機関や団体と連携しながら、地道な活動を続けていく必要があります。

特に、高齢者や障がい者の方が事故に遭遇する危険性が高いことを踏まえ、これらの方々に対する保護活動や反射材の着用促進のほか、道路管理者や運輸関係団体との連携による道路交通環境の改善など、道路における危険性を低くするための各種施策を推進します。

第4は、大規模災害等への徹底対処です。

本年は、戦後最大の自然災害である昭和南海地震から70年、県内各地に大規模土砂災害

をもたらした、昭和51年の台風17号から40年という節目の年に当たります。

本県においても阪神大震災を経験していますが、近年では、東日本大震災や広島県下における土砂災害などの大規模災害が発生し、県民の災害に対する意識は高まりを見せているところです。

県警察においても、過去の災害や教訓を踏まえ、対応マニュアルを再構築するほか、国や自治体などが行う防災訓練に積極的に参加し、対処能力の強化に努めてまいります。

また、本年は伊勢志摩サミットの開催が予定されていますが、国際テロが頻発している情勢を踏まえ、本県においても、火薬や薬品を取り扱う事業者などへの管理者対策を徹底するなどして、テロ行為の未然抑止に万全を期します。

第5は、組織基盤の徹底強化です。

今後、本県においても、都市部の人口集中、高速交通網の延伸、ITインフラの進展といった社会情勢の変化に伴い、治安情勢や県民が警察に求めるニーズも変化してまいります。

警察は、常時、事件や事故に対応できる態勢を維持しながら、重要事件発生時には、大量の捜査員を動員し、早期解決を図らなければならないという課題を抱えています。

また、先にも申しましたように、ストーカーやDVなどの人身安全関連事案は殺人などの重要事件に発展する可能性が高いため、認知した段階から、常に、その動向を注視し、被害者の安全を確保しなければならず、そのための態勢を確立する必要があります。

しかしながら、県警察の人員は限られており、こうした課題に対応するためには、組織体制の見直しが必要不可欠であり、近く、これらの内容を柱とする大綱方針を策定することとしています。

今春、約100名に及ぶ新陳代謝が行われ、多くの若者が治安維持の任務に就き、女性警察官も大幅に増員する予定です。

県警察としましては、業務の低下を招くことなく、職員のワークライフバランスに配慮することも時代の要請であると認識しており、組織体制や業務の在り方は今後も見直しを続けていく必要があると考えています。

以上、県警察が取り組む、本年の主要施策について御説明いたしました。

引き続き、委員各位の、御理解と御指導をよろしくお願い申し上げます。

石川警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料に基づきまして、平成28年度当初予算(案)等について、御説明を申し上げます。

説明資料の4ページをお開きください。

平成28年度警察本部当初予算額は、212億1,236万2,000円で、前年度当初予算額と比較して4億7,221万1,000円、率にして2.3%の増額となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

なお、前年度の6月補正後予算額との比較については、配布の資料1のとおり2億4,884万4,000円、率にして1.2%の増額となっております。

次に、5ページを御覧ください。

今申し上げます当初予算案について、事項ごと、御説明いたします。

まず、公安委員会費として1,379万6,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、公安委員3名の報酬598万6,000円、公安委員会の運営及び風俗営業関係等の許可事務に要する経費781万円を計上しております。

次に、警察本部費として、172億2,826万円を計上しています。

その内訳といたしまして、警察職員の給与159億609万6,000円のほか、警察施設の光熱水費等、維持管理に要する経費などで、13億2,216万4,000円を計上しています。

次に、警察施設費として、7億5,581万円を計上しています。

その内訳は、交番・駐在所等整備事業費として、交番の建替え、駐在所のリフォーム整備、駐在所整備PFI導入可能性調査経費などで9,646万1,000円、警察署整備事業費として、新防災センター・徳島東警察署施設整備PFIアドバイザー事業、警察本部・鳴門警察署庁舎の防災機能の強化、美馬警察署庁舎・つるぎ庁舎の耐震改修経費などで6億4,968万7,000円、警察職員宿舍整備事業費として、老朽化した職員宿舍の解体経費966万2,000円をそれぞれ計上しています。

次に、運転免許費として、運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費で8億2,899万7,000円を計上しています。

次に、恩給及び退職年金費として、恩給受給者に対する恩給等に要する経費として3,297万2,000円を計上しています。

続きまして、6ページをお開きください。

警察活動費として、23億5,252万7,000円を計上しています。

その内訳は、装備品の整備及び運営に要する警察装備費3億9,877万9,000円、交番・駐在所等の地域活動等に要する一般警察活動費4億8,307万8,000円、犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する刑事警察費3億135万6,000円、交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する交通指導取締費1億9,178万4,000円、交通安全施設整備事業費は国庫補助対象事業として、信号機の高度化等に要する経費2億3,368万円、県単独事業として、交通信号機の整備、道路標識・標示の更新等に要する経費3億6,134万8,000円、その他、交通安全施設の電気代や維持補修に要する経費3億7,190万6,000円、計9億6,693万4,000円を計上しています。

最後に、道路交通情報を提供する業務の委託経費として、道路交通情報提供費1,059万6,000円を計上しています。

続きまして、7ページをお開きください。

債務負担行為について御説明いたします。

まず、警察署整備事業業務委託契約については、徳島東署施設整備PFIアドバイザー事業を平成28年度及び平成29年度の2か年で実施することとしておりますが、平成28年度に2か年分の委託契約を締結する都合上、平成29年度の経費1,700万円、次に放置駐車違反処理システム電子計算機等賃貸借契約については、現行システムを更新して平成28年度から新システムの運用を開始することとしており、平成29年度から平成33年度までの5か年分の賃貸借経費1億842万7,000円について、あらかじめ議決を受けようとするものであります。

以上、平成28年度当初予算案等について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

増田警務部長

私の方からは、徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例(案)について、御説明いたします。

地方警察官の定員については、国が警察法施行令において、都道府県警察ごとの定員の基準と階級別定員の基準を定めております。

この度、国の平成28年度当初予算案において全国の地方警察官994人の増員が認められたことから、警察法施行令が改正され、本県警察官の定員の基準が7人増員されることとなっております。

これを受けまして、徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正し、本県警察官の定員を7人増員するものであります。

具体的には、お手元の資料の8ページに記載してありますとおり、警視の定員74人から75人に、警部の定員を151人から152人に、警部補の定員を426人から428人に、巡査部長の定員を439人から441人に、巡査の定員を452人から453人に、合計の定員を1,542人から1,549人にそれぞれ改めるものでございます。

なお、この条例は、本年4月1日から施行することとしております。

次に、お手元の総務委員会説明資料の9ページ、その他の議案等の徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明いたします。

改正の理由は、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、警察職員の職務を給料表の各等級に分類する際の基準となる等級別基準職務表を定める等の必要があるため、条例の一部改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成28年4月1日となっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

澤口生活安全部長

お手元の説明資料10ページを御覧ください。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

本条例案は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、特定遊興飲食店営業に係る許可制度が新設されたこと等に伴いまして、関係条例について所要の改正を行う必要があるものでございます。

特定遊興飲食店営業とは、深夜の時間帯において客に遊興をさせ、かつ、客に酒類を伴う飲食をさせる営業でございます。

所要の改正につきましては、改正の概要のとおりでございます。

なお、本条例は、平成28年6月23日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、お手元の、説明資料11ページを御覧ください。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

本条例案は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴いまして、特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を

定めるとともに、利用状況等に鑑みてパーキングメーター等を廃することに伴い、その作動等に係る手数料を廃止する等の必要があるものでございます。

新たに定める必要がある手数料等につきましては、改正の概要に添付の別表のとおりでございます。

なお、本条例は、平成28年6月23日から施行することとしております。ただし、その他所要の整理については公布日から、パーキングメーター等の作動に係る手数料の廃止については、平成28年4月1日から、特定遊興飲食店営業許可申請手数料については、平成28年3月23日からそれぞれ施行することとしております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

久次米首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、御報告させていただきます。

交通事故が6件でございます。

お手元の、説明資料14ページを御覧ください。

1件目は、平成27年5月16日、徳島東警察署員が公用二輪車を運転中、降雨で路面が湿潤していたため転倒し、同二輪車が滑走して自転車の女性の右足に接触した人身事故でございまして、県の賠償金額31万1,391円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成27年8月29日、徳島北警察署員が運転するパトカーが、空地に駐車するため進行した際、同空地内に設備されていた量水器等の水道設備に乗り上げて破損させた物損事故でございまして、県の賠償金額3万2,400円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成27年9月22日、徳島東警察署員が交通事故現場において、事故当事者の自動二輪車を移動させる際に転倒した物損事故でございまして、県の賠償金額2万6,449円と決定し、和解いたしました。

4件目は、平成27年10月28日、徳島東警察署員の運転するパトカーが交差点において一時停止の後、直進する際、左方から進行してきたタクシーに衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額45万180円と決定し、和解いたしました。

5件目は、平成27年11月18日、徳島東警察署員の運転する公用二輪車が、路外施設に左折進入しようとしていた車両に追突した物損事故でございまして、県の賠償金額11万478円と決定し、和解いたしました。

6件目は、平成27年12月31日、牟岐警察署員が交通事故処理車から降車する際、サイドブレーキはしたもののギアがドライブレンジであったため、同車両が前進し、前方に駐車していたトラックに衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額4万464円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございますが、依然として、職員に過失のある交通事故が続いていることについては、県警察といたしまして、重く受け止めております。

これらの交通事故については、詳細に分析したうえで、事故原因と事故防止上の留意事項を教養資料として全職員に周知するほか、各所属や警察学校等における教養、訓練を反復実施するなど、引き続き事故防止に向けた取組を進めてまいります。

増田警務部長

警察官による酒気帯び運転事案の発生及びその処分につきまして、御報告させていただきます。

事案は、小松島警察署勤務の20歳代の巡査長が、昨年12月13日午前8時15分頃、いわゆる二日酔いの酒気を帯びた状態で、自宅から乗用車を運転して署に出勤したというものです。

当該巡査長につきましては、同月24日、停職1月の懲戒処分としました。同人は、同日付けで依願退職しております。

なお、本件については、本年1月6日、道路交通法違反、酒気帯び運転で徳島区検察庁に送致いたしました。公共の安全と秩序の維持に当たることを責務とする警察官としてあってはならないもので、誠に遺憾であります。

本事案を受け、二日酔い運転防止に関する通達を発出するとともに、県下の全警察署等に対する随時監察を実施し、規律の振粛を図っております。

さらに、年頭の署長会議など各種会議において、飲酒に起因する事案を含む非違事案の防止に向けた指示を行ったところです。

今後も、再発防止に向け、全職員に対する職務倫理教養や身上把握、指導等を徹底してまいり所存であります。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

藤田委員

先ほど説明がありました徳島東署の施設整備のPFIアドバイザー事業についてお伺いをしたいと思います。徳島東署の新築移転先につきましては、先の6月県議会におきまして、知事が裁判所跡地であることを発表し、これを受けて県警察が、新庁舎の整備手法を判断するためのPFI導入可能性調査を実施するというものであります。こうした中で、今回の予算要求の中で徳島東署施設整備PFIアドバイザー事業という項目があるわけですが、これは可能性調査が終了し、新たな段階に入ることなのでしょうか。また、この調査の結果はどのような内容であったのか、お伺いをいたします。

高橋拠点整備課長

徳島東警察署のPFI導入可能性調査の現況とその結果についての御質問でございます。徳島東警察署の庁舎整備は、多額の経費を要することから、可能な限り財政負担を軽減させる事業手法を選択しなければならないと考えています。そこで、本事業においては、今年度、高いサービスの確保とコスト縮減に期待が持てるPFI手法について検討することといたしまして、現在、同手法の導入が可能か否かの調査・研究を実施しています。調

査・研究は、本年度末に、完了する予定でありますけれども、現時点においても、そのPFI手法を活用した場合の中間的な結果が出ています。その結果を申し上げますと、設計・建築・維持管理の一体化により高いクオリティの施設整備が期待されることが一つであります。従来方式と比較して建築費等のコストの縮減でありますとか、従来方式は一時的に大きな資金を必要としていたわけでありまして、この方法によりまして、財政の支出が平準化されることなど、県財政の負担も軽減されること。また、調査段階において多くの民間事業者の参画の意向が伺えることなどから、同署庁舎整備につきましては、PFI手法を活用することといたしまして、来年度予算案には、更に事業を進めるべく、アドバイザー事業に要する経費を盛り込んだところであります。

藤田委員

調査結果については、今、コスト縮減というふうなことで中間報告でありますけれども報告があったわけでありまして。本年度の導入可能性調査に続いて、来年度からPFIアドバイザー事業を行うということでありまして、これはですね、徳島東警察署の整備に必要不可欠な事業なのか。また、その事業内容というのは、どういうふうなものであるのかお伺いをいたします。

高橋拠点整備課長

御質問は、PFIアドバイザー事業が必要不可欠であるのか、また、その内容はどのようなものか、ということでありまして。まず、PFIアドバイザー事業の内容につきましては、PFIで事業を進めている場合、来年度から2か年の予定で、いわゆるPFI法というのがございまして、そこには実施方針の策定であるとか公表、また特定事業の選定、民間事業者の公募、評価、選定、その後、契約の締結といった手続きを進めてまいることとしております。こうした手続きというのは、従来型と違い、金融であるとか、法務、また建築技術等、その他多方面の専門的知識が必要であることから、これら知見を有する事業者に対してアドバイザー事業として支援を受けて委託するものでありまして、PFI手法による庁舎整備に向けてはアドバイザー事業は必要不可欠であると考えています。

藤田委員

最小の経費で最大の効果を発揮するというような意味合いでも、このPFIというのが、必要不可欠であるという説明を受けたわけでありまして、もう一つ、移転先の用地取得状況について、これは県の財政当局において進められていると思うんですが、進捗状況について県警察は、どの程度把握しているのか。また、庁舎の移転に際しましては、旧運転免許センターのようにですね、跡地の利用というのがなかなか決まらない場合があることから、移転先が決まった段階で、旧庁舎の有効的な活用というものを視野に入れていくことは、非常に重要なことだと思うんですが、県警察の見解というのはどういうふうなものがあるのでしょうか。

高橋拠点整備課長

移転用地の取得の状況と跡地の利用についてであります。移転先として6月に公表しま

した裁判所北側余剰地につきましては、現在、取得に向けて知事部局の管財当局をお願いをしているところであります。現在、取得に向けた必要な手続きは、進んでいるところであります。そこで、昨年9月25日、四国財務局で開催されました国有財産四国地方審議会の場において、裁判所余剰地と徳島県聾学校跡地の一部を交換することについて審議され、適当と認める内容の答申があったものと承知しています。今後、本事業が遅延することがないように、県警察においても必要な協力を最大限してまいりたいと考えております。

跡地の利用については、未定でありますけれども、徳島市内の中心地にあることから引き続き有効活用を図って行かなければならないと考えています。徳島東警察署の整備というのは、まだ、設計等が今後の課題でありますけれども、当然、用地の問題や駐車場の問題等ありまして、取壊し後の活用については、県当局と引き続き協議を進めまして、財産の有効活用という観点で、その建築に合わせて進めてまいりたいと考えています。

藤田委員

用地の取得の方もほぼ順調に進んでいるという風なことでよろしいのでしょうかね。PFIを導入して本当にコストの平準化を図っていただきながら、遅れることなく、特に設計の段階とかでは、警察署の署員の方々の意見反映という、一番良く分かっていると思うんですけど、非常に使いやすい施設という風なものを建設するというのも非常に重要というか、そこら辺の意見反映も十分に行って、コスト面でも、また利用においても非常に使いやすい施設というものを遅れることなく進めていただくことを要望して終わります。

中山委員

何点かお聞きしたいと思います。先ほど警務部長の説明にありました小松島署員の飲酒運転に関しまして、新聞等で読んだんですけど、その人は前日飲んで、タクシーでちゃんと帰ってという風なことで、そんなに、めいていしているようには書かれてなかったと思うんですけど。次の日もちゃんと自分の意識もしっかりしていて、警察という立場も忘れていないと思いますし、自分で運転してきたということは、そんなに酔っているうんぬんということではなかったと思うんですけど、何でそれが発覚したのでしょうか。

久次米首席監察官

ただいまの御質問ですが、この者はいわゆる二日酔いの状態であったということは認識がございましたが、仕事に遅れてはいけないということで車で出勤したと。それで、発覚した状況なんですけど、出勤して職場の事務室で上司が、お酒のにおいに気づき、それで飲酒検知をしたところ、いわゆる基準値を超える数値が出たというふうな状況でございます。

中山委員

二日酔いの自覚があったということなんですけど、非常に残念です。まさか、そういうことがないだろうと思っていたんですけども、それだったら仕方ないと思います。本当に将来のある若い人がそういうことを、二度とないようにですね、充分注意をしていただきたいと思います。

次に、徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例の中で、利用状況等に鑑みて

パーキングメーター等を廃止するということを言われております。これは全てのパーキングメーター等を廃止するということよろしでしょうか。

時谷交通企画課長

現在、設置しておりますパーキングメーター及びパーキングチケット全部廃止予定でございます。

中山委員

パーキングメーターまたはパーキングチケットは、特に市街地において駐車場が少ないところで、短時間止め置きするのに非常に有効だと思っております。それを廃止することによって、違法駐車等も増えるのではないかと懸念をしておりますけれども、一体、県下で、何台の設置数があるのか教えていただきたいと思っております。

時谷交通企画課長

パーキングメーター等の設置台数等についてであります。パーキングメーター及びパーキングチケットの設置箇所、台数については現在、県内では徳島市内のみに設置しております。パーキングメーターは9か所に計37台を設置、パーキングチケットは5か所にチケット発給設備6基を設置し、計46台が駐車可能となっております。

中山委員

廃止するという決めたということは、全体的な収支があまり良くないという風なことでおそらく廃止に至ったのではないかなと思っております。その箇所数における収支はどうなっているのか。また、例えばよく利用されている黒字のところもあるのかということも伺いたしたい。

時谷交通企画課長

パーキングメーター等の歳入及び歳出額の状況と利用者の多い上位3か所の利用状況について説明させていただきます。過去3年間のパーキングメーター等の全体の利用台数及び歳入・歳出額につきまして、平24年度は利用台数が5万7,280台、歳入額が1,718万4,200円、歳出額が1,392万375円、平成25年度は利用台数が5万815台、歳入額が1,524万4,500円、歳出額が1,399万6,500円、平成26年度は利用台数が5万2,098台、歳入額が1,562万9,500円、歳出額が1,444万1,200円でございます。平成26年度は、前年に比しまして利用台数が微増となっておりますけれども、過去10年間を見ますとその利用は減少傾向でございます。平成26年度は平成16年度、10年前の約38%の利用状況でございます。

それから平成26年度の利用の多い上位3か所とその利用状況は、最も利用が多いのは徳島市役所前、利用台数が2万2,509台、歳入額が675万2,700円、次いで阿波踊り会館前、利用台数が9,138台、歳入額が274万1,400円、次に徳島市一番町、利用台数が8,975台、歳入額が269万2,500円となっております。なお、歳出額につきましては、パーキングメーター等の管理及び手数料収納事務は、一括して民間委託しているため、個別の箇所ご

との算出はできませんのでよろしくお願いいたします。

中山委員

ただいま、伺ったらですね、5万台以上の利用があって、歳入が歳出を上回っていると、一応黒字ということなのに、なぜ今、全部を廃止する必要があるんでしょうか。

時谷交通企画課長

廃止の理由についてでございますが、民間の駐車場、空き地を利用したミニッツパーク等が市内に多数整備されております。低料金で利用できること等から、パーキングメーター等の利用率が減少していること。また、現在、運用している機器は、設置から10年以上が経過し、2か所では、20年以上と老朽化していますが、更新には多額の経費が必要となるため、費用対効果等を検討した結果、廃止することとしたものでございます。

中山委員

老朽化していて、採算ベースがとれないところは廃止すべきだと思いますけれども、先ほど言われた上位3か所、特に私も徳島市役所に行くときは、無料駐車場がかなりの行列となっているので、パーキングチケットは非常に有意義じゃないかなと思っております。それを全て廃止することになったら、県民サービスの低下はもとより、やはり先ほど言いましたように違法駐車等が増えてくるのではないかなと思います。その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

薄墨交通部長

パーキングメーター等の廃止により、県民サービスの低下を招くのではないかと、そして、違法駐車が増えるのではないかとという御質問でございます。まず、県民サービスの低下を招くのではないかとこの点につきましては、パーキングメーター等の設置場所付近には、先ほど答弁させていただきましたとおり民間の駐車場も多数整備されておりますし、公営駐車場も存在いたします。市営駐車場におきましては、昨年1年間で約5万8,000台の利用がありましたが、平均利用率といったものを見てもみましたら、約30%から40%という状況でございます。パーキングメーター等の廃止によります駐車可能台数の減少を補うだけの余裕がございますので、駐車場不足等の県民サービスの面におきましての対応が可能と認識しております。

続きまして、違法駐車が増えるのではないかとこの点につきましては、廃止する場所の周辺というのは、駐車違反取締りの重点地域となっておりますので、パトロールや取締りなどを実施いたしまして、安全で円滑な交通環境の確立に努めていきたいと考えているところでございます。

中山委員

そしたら廃止した跡地利用というのはどのようにお考えなんですか。特に県民サービスの向上のために新たな設備を作っていくとか、そのようなお考えはあるのでしょうか。

薄墨交通部長

廃止後の方針でございますが、パーキングメーター等の設置場所によっては、現在でも多くの方に利用していただいているところもございます。廃止後の道路の利用方法につきましては、県民の利便性への配慮が必要と認識しておるところでございます。廃止後の跡地については、道路管理者とも協議の上、道路形状や周辺の環境等に応じて利用することとしておりまして、最も利用の多い徳島市役所前につきましては、高齢運転者等専用駐車区画の増設のほか、タクシーの待機場所や貨物車の荷さばき区画の設置等を検討しておるところでございます。利用率の低い場所におきましては、通常の道路に復旧いたしますが、道路標示や交通規制の見直しを行いまして、周辺交通の安全、円滑を図ることといたしております。

中山委員

いろんな規制緩和をしていくのは良いことだし、要らないものは廃止するというのは賛成ですけど、やはり本当に市役所前とか一番町、また、あわぎんホール周辺っていうのは、そんなに駐車場が多いかな、一番町はともかくとしてですね、市役所にしても、ちょっと遠いし不便だし、今のパーキングメーターっていうのは、非常に便利なところにあると思うんです。それを撤廃して、高齢者や身障者のためのパーキングエリアにするというのは大賛成ですけれども、果たしてそれが本当に必要な人が止められるかということ、なかなかクエスチョンなところがあると思うんですね。普通の健常者でも身障者用のパーキングに平然と止めることもよく見掛けます。そういうことがないように、先ず、しっかりと取締りをしていただきたいのと、何度も繰り返しますけれども県民サービスの低下、また違法駐車が増えることがないようにですね、より一層の御努力をお願いして終わります。

長尾委員

冒頭に新年度予算の説明がございました。その中で、警察施設費、1番、交番駐在所等整備事業費、2番、警察署整備事業費、3番、警察職員宿舍整備事業費が計上されておりますが、私もずっとですね、徳島県の汚水処理というのは大変低い、全国最下位、そういう中で、合併浄化槽への転換とかですね、排水の検査の向上とかですね、ずっと取り組んできたところがございます。その中で、今回、この整備事業費の中に合併浄化槽への転換、そういった予算というのは入っているのか、入っていないのかだけ、お聞きします。

高橋拠点整備課長

単独浄化槽と合併浄化槽は、浄化槽法の改正によりまして、平成13年以降は、単独浄化槽を設置してはならない。また、単独浄化槽は、合併浄化槽に切り替えることとされておりました。現在、新しい施設は当然、合併浄化槽を整備しているところがございます。来年度は、交番駐在所は、新設が従来方式で一つ、またリフォームを3か所計上しております。そのものについては、この浄化槽の転換も検討しているところでありまして、従前は、施設の新築に際して、合併浄化槽を整備してきたということでもあります。

長尾委員

今、私の手元にですね、地方公共団体が所有する単独浄化槽、県所有分というのがあってですね、この中に警察関係の単独浄化槽の一覧がある、徳島西警察署独身寮とかね、一宮駐在所とか沖浜交番とか、これあるんだけど、その中で、現在使用中である県有の単独処理施設は192基ある。問題は、192基のうち半分の97基は、正に法の番人であり、法律を遵守することが当然と思われる警察関係が占めている。これらの施設についてですね、国からも、今課長からも説明があったようにですね、単独浄化槽は今後できないし、合併浄化槽へ転換していきなさいという国の法律もできて、地方公共団体にも指導が来ていると思うわけですが、そういう中で、特にですね、今、合併浄化槽は地震にも強いということが言われているわけで、これは、もう阪神大震災やら中越地震やら3.11やら証明済みであってですね、しかも警察の交番であるとか、施設というのは、特に避難所であるとか様々な警察の活動の拠点となるわけでありまして、そこが被災して使用できないなんていうのは、逆に地域のためにもならない。そういうことから、この地震対策の観点、徳島県は知事が、大震災を迎え撃つと言っているわけでありますから、正に徳島県警本部からですね、率先して県有施設192基のうち半分の97基を、何とかしようという姿勢が私は大事じゃないかと。そこでこの予算の中に入っているのかどうかと聞いたわけで、こういったことをなかなか一発でやるというのは、大変な予算がかかることですから、少なくとも年度計画とかですね、5年間で全部これを替えるとかですね、そういう姿勢があってもよいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

合併浄化槽の問題ですけれども、警察本部におきましては13の警察署、2の分庁舎133の交番駐在所等、それと60棟の宿舎を持っています。非常に多くの施設を持っているということで、議員御指摘の192基のうち約半分が警察施設であるということについては、整備が遅れていると反省しなければならないと考えています。そこで、単独から合併へ浄化槽の転換というのは、先ほども申しましたように、施設の建て替えの際に、順次行ってきたところであります。近年、駐在所の建替えというのは、おおむね2か所程度でありまして、このままでは施設の老朽化はもとより、合併浄化槽等必要な設備の更新も当然遅れにつながると考えています。これは、浄化槽の問題のみならず、老朽化する施設の問題であると考えていまして、近く策定します、冒頭、警察本部長からもありましたように大綱方針を策定しているところであります。この中には交番駐在所等の施設整備の在り方についても盛り込むこととしています。具体的には、今後、整備の必要があると認められる施設については、民間資金を活用したPFIでありますとか、当然従来方式も含めますけれども、こういうものを大綱方針に盛り込むこととしており、予算案にもこれの実現に向けた事業費を既に計上しているのが、先ほど言った従来方式の整備とリフォームについてであります。そこで、計画についてですけれども、現在、交番駐在所に限って言いますと、先ほどの97基のうち約62基が交番駐在所でありまして、今後整備が必要と認められる施設というのが約40か所あります。そこは予算上の問題はありますけれども、計画どおり進めましてですね、おおむね5年から10年程度では整備を完了させる計画を策定してまいりたいと考えています。

長尾委員

これは、徳島県がなかなか進まない。県も市町村も本腰をあげない。市町村型合併浄化槽だとかね、いろいろ知事も言っている。その中で、なかなか市町村型いかないから、一歩手前で一括契約方式とかね、那賀町なんかでやったり、それは考えているところもあるけど、これはやっぱり「先ず隗より始めよ」で県がやらなければ、民間にしろと言ったって無理なんだよ。ましてや法の番人たる警察の施設がそれができないって、それで県民に早くしろと言えるのかと、こういう事があるわけです。是非、法の番人たる県で言えば、県警本部長がトップだけど、このことについてどういうふうにお考えですか。

鈴木警察本部長

大綱方針の話が出ましたが、老朽施設の解消という観点から浄化槽の問題にも取り組んでまいりたいと考えています。

長尾委員

環境問題や、また、いざ災害を迎え撃つという観点からですね、なかなかこれは表に見えない部分であるけれども、是非これをですね、今課長がおおむね5年から10年でやるとか言っていたけど、この予算書は毎年同じ事を大体言っているわけで、今年の6月議会の時、答弁の議事録見たら本当同じ事を言っているんだな。今年は、更にこういったものに力を入れるという意味でですね、是非、合併浄化槽への転換ということを来年の予算書には見えるような形でですね、取り組んでいただければありがたいなどこのように思います。

それからもう1点、先ほどの藤田委員の質問に関連して、東警察署の跡地の利用の話が出ました。私も本会議で聞いた大原町の運転免許センターの跡地の利用の問題、これがなかなか進まないということで、本来は、県の管財課とか県がやらなくちゃいけないことかもしれないけども、それを警察本部でやれという、こういうことで、警察本部が苦勞しているのは分かるけれども、そこで質問をしてですね、まずは都市計画上のですね、規定をすることが大事だという話で、市役所とも話し合うという、こういう答弁だったんだけど、その前段として、本部長からそういう答弁をいただいたわけなんだけども、その後ですね、地元住民の方との話し合いがどうだったのか、それを受けて徳島市とどういう協議をしたのか、それはどういう協議の進展だったのか、分かる範囲でいいから教えてもらいたい。

高橋拠点整備課長

先の12月の定例会におきまして、警察本部長の答弁等がありました。議員の御示唆を踏まえて、昨年12月18日、地元のコミュニティセンターで住民説明会を開催しまして、私どもの用地の処分手続きでありますとか、住民の皆様からの意見を賜ったところでもあります。そこでも、当然、現敷地にある駐車場の問題、浸水時における駐車場の問題でありますとか、また、津波災害等の避難場所の問題、そこらのフォローアップに関する要望があったところでもあります。これらをまとめまして、本年の1月29日、徳島市の幹部職員のもとに参りまして、必要な住民の御意見や御要望を伝えてきたところでもあります。今後、用地の処分等を我々考えておりますけれども、当然、その後の地域住民の御要望であるとか、どういう形でフォローアップできるかということ、また徳島市と協議することになってい

ます。一応、売却という形で、手続きを進めたいということ、また今年度末の県の公有財産の有効活用の会議でかけたいと考えておりますけれども、地域住民の御意見を踏まえまして、また、徳島市と引き続き協議を続けてまいりたいと考えています。

長尾委員

是非ですね、地元の住民からは再三、あそこの横に川もあってですね、湿地帯でそこに県が主導して団地も造ってですね、かつ、運転免許センターも造ったわけ。しかしそこが大雨だとかになるとつかり、若干運転免許センターは敷地が高いから、そこに周辺の皆様の車の避難所になっている。併せて大震災があれば、まだある今の鉄筋の建物に避難をすれば、こういったことをさせて欲しいという要望があって、それを警察は受けているわけです。しかしそれがなくなると。一般の民間にただ売れば良いというんだったら、そういう要望をかなえられない。そういう中で、地域住民の要望をかなえるには市が何らかの指定をすれば、平たく言えば、そういうことだと思ってしまう。何とかそれが実現するようにですね、粘り強く徳島市との話合いですね、地元住民の意向にかなうように頑張っていたきたいと要請して終わりたいと思います。

達田委員

先ほど、御説明もありました新年度予算ですね、特殊詐欺を何とか無くしたいという取組もされるということなんですけれども、被害件数がね、件数も増えているし、被害額も2億6,800万円以上ということで、非常に毎年毎年ですね、これだけ被害がありましたってというようなお話もあるんですけれども、本当にこういうだまされない方をつくっていくという取組はとっても大事なことだと思うんです。それで今回コールセンターの事業ということで書かれていますけれども、具体的にですね、このコールセンターではどういうことをするのか、事業の内容を教えてくださいたいと思います。

近藤生活安全企画課長

特殊詐欺抑止コールセンター事業の概要でございますが、専門の機器やオペレーターを保有するコールセンター事業者を対象とした入札を経て、委託業務として行うことを予定しております。その対象につきましては、約2万人の高齢者を考えております。

達田委員

そのコールセンターが入札でお願いするということなんですけれども、今、入札が対象となるようなコールセンターというのは、この近辺にですね、どれくらいあるんでしょうか。

近藤生活安全企画課長

いわゆるコールセンター事業につきましては、特に規制等はございませんので、県内では数社を把握しております。詳しい数については全てを把握しておりませんが、数社把握しております。

達田委員

こういう事業に参加できるというのは、別に県内でなくても、コールセンターですから全国どこでも入れるということですか。

近藤生活安全企画課長

コールセンターに対しましては、個人情報等の管理等がございますので、当方といたしましては、できる限り指導等を行える県内の業者に対して発注したいということで、仕様につきましてこれらの業者にできないかなということを検討しています。

達田委員

できるだけ県内にある会社ということで、お願いしたいんですけども、先ほど2万人ということなんですが、たくさん高齢者の方とかね、いろいろ被害に遭った方とかおいでると思うんですけども、高齢者とは限らないんですけどね、被害に遭う方は。この2万人というのはどういう風にして決めるんでしょうか。

近藤生活安全企画課長

現在のところ、高齢者世帯の詳しい数字はございません。昨年、簡易国勢調査がございました。これにつきましては、速報値が2月に出るということでございますが、まだ、高齢者世帯までは出ない。詳しい数字につきましては、秋に出るということでございますので、そうなりますと、現在、平成22年の国勢調査によりまして、高齢者単身世帯並びに高齢夫婦世帯という数が出ております。高齢者単身世帯につきましては、約3万2,000世帯、さらに高齢夫婦世帯、65歳以上の御主人、60歳以上の奥様の高齢者夫婦世帯というのが約3万4,000世帯ということで、約7万世帯ございます。初年度から7万世帯というのは非常に難しいところがございまして、以前に緊急雇用創出事業で、職員を直接ハローワークから雇いまして、そういう事業をしたことがございます。その時につきましては、1日1名で50件の方々に注意喚起をいたしております。そして、1か月に約20日働いていただきますと約1,000名でございますので、年間事業で、1名ですと約1万人、2名ですと約2万人くらいの方に注意喚起ができるのかなということで、年度事業と考えますと、初年度予算要求するについて、2万人程度が妥当な数かなということで、2万人で算出し、予算要求をしております。

達田委員

そしたら掛ける相手ですけども、地域とかは限らずに、全県一斉にピックアップして掛けていくということですか。

近藤生活安全企画課長

対象とする2万人につきましては、警察庁の方から特殊詐欺等の犯罪現場で押収しました名簿に掲載されている県内の方々を対象とし、さらに、それだけでは2万人になりませんので、その他県内一円の電話帳を見まして、女性の名前でありませとか、高齢者の名前と思われる方々を対象として抽出しまして電話をすると。県内一円でございます。

達田委員

そういう名簿があるわけなんですね。そうしましたらね、お電話で注意喚起を促すということなんですけれども、電話だとね、留守の場合もあるだろうし、なかなかその御本人とね、即話ができるとは限らないと思うんですけれども、その2万人を必ず、相手と話をしましたよというのは、そういう風にならないと2万人にならないわけですが、留守番電話とかみんな入れるんでしょうか。

近藤生活安全企画課長

この2万人につきましては、実質注意喚起ができた方を2万人ということでしておりますので、入札等における仕様書につきましても、そういう方向で要求したいと考えております。

達田委員

詐欺防止っていうのは、本当に難しい仕事でもあると思うんですけれども、例えば、消費者協会の方などが、毎年活動されてですね、何か会合なんかがある時に来てくださって、お話をしてくださったりとかね、高齢者の会がありましたら、ティッシュペーパーをPRの特殊詐欺に遭わないようにと配っていただいたり、非常に対面でですね、コツコツとされているんですけれども、お電話で注意喚起をするということで、どういう風な効果が上がるかっていう検証ですね、どういようにされるんでしょうか。

近藤生活安全企画課長

このコールセンター事業は、直接電話によりまして、注意を喚起するということにつきましては、確かに数字上、明確に結果が現れるものではございません。年間を通じまして、発生状況、認知状況を確認いたしまして、その効果についてあったかどうかを、今後検証させていただきたいというふうに考えております。

達田委員

こういう取組は、コツコツとですね、地道に取り組んでいかなければならないと思うんですけれども、今回の予算ですね、単年度で終わってしまうのか、それとも引き続きずっとしていくのか、それはどんなんでしょうか。

近藤生活安全企画課長

平成28年度の事業を見まして、その結果を検証いたしまして、先ほど委員からもありましたけれども、結果の検証をし、難しい点もございしますが、認知状況の減少等を鑑みまして、その上で来年度以降についても検討していきたいと考えております。

達田委員

疑われないような、また、啓発になるような電話を是非、していただきたいなと思うんです。やっぱり、いろいろ電話が掛かってきますとですね、うまいこと言うて、あんた

も詐欺ちゃうんで、とか言うてね、疑う方もいらっしゃると思うんですけども、そういうところをちゃんと工夫していただいでですね、やっぱり啓発なんですということが県民に周知されてですね、こういう電話が掛かってきますよということをしておかないと、またこれうまいこと言うて来たんちゃうんかなと疑われたんでは何の効果もありませんので、是非その周知をよろしく願いしておきたいと思います。

それからもう一つですね、交番とか駐在所等整備事業が予算に付けられておりますけれども、先ほどは、徳島東署の話もありましたが、今回、駐在所のリフォームとか建替えですとか、それから今度ですね、駐在所整備のPFI導入可能性調査事業っていうのがありますけれども、これらについてですね、リフォームするところ、それから建替えるところは、それぞれについていくら要るのか。それからPFI導入可能性調査というのはね、どういう風にするのか、教えてください。

岸本委員長

小休します。(11時44分)

岸本委員長

再開します。(11時44分)

高橋拠点整備課長

まず、駐在所のリフォームの話でありますとか、総論的なお話となります。先ほど、長尾委員からの御質問にも答弁いたしましたけれども、駐在所施設が非常に老朽化が進んでおり、また、勤務員、その家族の居住環境がよろしくないということでありまして、これを速やかに解消しなければならないと考えております。そこで、大綱方針に交番駐在所の施設整備の在り方を盛り込むという答弁をいたしましたけれども、具体的に交番は従来方式により整備をやります。新たに整備が必要と認められる駐在所は、いわゆるPFI方式によって一括して整備を行う。また、築後20年程度の施設につきましては、リフォームにより延命化を図る。その他、新たな取組としましては、市町村でありますとか、また、民間等の店舗を借用しまして、テナントという形で、老朽施設の解消を図っていききたいというところであります。来年度予算案には、まず、交番の新設といたしまして、約5,600万円相当を計上しております。PFI導入可能性を図るということでありまして、今年度、徳島東警察署でやっているような可能性調査を600万円で行うということでありまして、リフォームにつきましては、屋外の防水であるとか、外壁、設備。設備は電気でありますとか、先ほど言いました浄化槽などの必要な改修を実施して、施設の長寿命化を図っていききたいという発想であります。

達田委員

以前、この新年度予算について説明をいただいたんですが、交番の建替えでしたら、羽ノ浦町の交番と。それから駐在所のリフォーム整備でしたら、鴨島町、美馬町、東みよし町それぞれございます。それぞれについてですね、予算はどれだけ組んでおられるんでしょうか。

高橋拠点整備課長

交番の新築につきましては、約5,600万円を計上しています。リフォームにつきましては、1か所につき1,000万円の計3,000万円を計上しています。

達田委員

そしたらね、交番及び駐在所につきましては、県内の業者さんで仕事をするということですね。

高橋拠点整備課長

先ほど、新設について、交番は従来方式でいくというお話をしました。これは当然、現在も県内事業者等でお願いをしています。PFIにつきましては、今後、どのような制度設計になるのか、まだ不明でありますので、また検討していきたいと考えています。

達田委員

そうしますとこれまで、駐在所でしたら1,000万円程度の予算ということであると、県内の地元の業者さんで十分仕事ができきたと思うんですけども、今回PFIですと、一括発注するということになりますと、これは県外業者も入ってくるという、それも検討されるかと思うんですが、それはどうなんでしょうか。

高橋拠点整備課長

5,600万円の新築は県内業者、1,000万円の修繕も県内業者ということ間違いありません。PFIはどういう形になるか不明でありますけれども、PFIは、一時的な資金調達を民間事業者に委ねること、また、長期間にわたって継続して安定して行う事業であります。よって、事業者の規模であるとか実績等が重要となるのは確かであります。そこで、事業者の選定に際しましては、地域産業とか地域経済の活性化に資するような事業者の参画を評価基準に加えるなどの例もありますので、可能性調査については、地域産業の活性化という観点からも考えてまいりたいと考えております。なお、参考であります。県警察はPFIで90戸の宿舎を整備しております。契約者は大手ハウスメーカーでありますけれども、その建築等に際しましては、県内事業者の多くの方が参画していただいております。一定の地域貢献度はあるものと考えています。

達田委員

これから、PFI導入の可能性を検討するということなんですけれども、一つ一つでしたらば、小さい金額であってもですね、それをまとめて発注するようになりますと、県内だけではなくて、県外の手がですね、一括して10戸ないし20戸程度の施設を一括して受けるということもこれ考えられるわけです。そういうふうには検討するわけですから、持っているんではないかなと思えるわけなんですけれども。徳島県が県内業者に発注しましょうよということで、県内企業優先発注ということをやっておりますよね。これとの整合性といいますか、それはどういうふうにお考えなんでしょうか。

高橋拠点整備課長

これまで答弁をいたしましたけれども、多くの駐在所というのは、非常に老朽化が著しい状況にあるということ。また、現在の整備手法のままでは、老朽化に整備が追いつかないということがあります。施設整備の課題を申し上げますと、従来、駐在所の施設の国からの補助金又は交付金がありました。現在はありません。それと、昭和40年代には、年間20か所から30か所程度の多くの施設が整備されてきた。これが一気に今、老朽化を迎えて整備しなくてはならなくなった。そういうことを考えましたら、様々な論点がありますけれども、こういうものを一括して解決するためには、このPFI手法しか、今、無いのかなと考えております。そこで、県内事業者への配意につきましては、先ほど申しましたように、審査の過程において、県内事業者の参画であるとか、また、地域経済への関与等を考えた事業者を選定、これをPFIの可能性調査の中で検討してまいりたいと考えております。

達田委員

今、建設業の業界では、なかなか後継者がいないということで、非常に大きな悩みとなっておりますけれども、その1番の原因が、やはり、大きな公共工事というのが減ってしまってますね、なかなか仕事がないということも言われているんですよね。そういう中でやっぱり、警察庁舎でありまして、県内の業者を大事にしてですね、県内発注を優先して、県内経済を潤していくんだというそういう立場に立って、仕事を進めていっていただきたいと思うんですよね。今、「vs東京」とか言われておりますけれども、結局、東京とか大都市圏に本社のある会社が受注するということになりますと、これは、決して徳島県の経済にとってそんなに喜ばしいことではないと思うんです。一極集中になってしまいうわけですね。やっぱりそういうところをどんなに小さな仕事であっても大事にしてですね、それをひとまとめにして、やっぱり中心は大手の企業ですよというふうなことがないようですね、是非していただきたい。県内業者を中心の仕事に発想をね、徳島県を潤すんだという発想に切り替えていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

岸本委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」という者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(11時54分)